

第 5 1 9 回（定例）福崎町議会会議録

令和 7 年 6 月 6 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 7 年 6 月 6 日、第 5 1 9 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	町 参 事 兼 総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	ま ち づ く り 課 長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	福 永 知 美
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
第 2 会 期 の 決 定
第 3 諸 報 告
第 4 報 告 第 3 号 令 和 6 年 度 福 崎 町 一 般 会 計 予 算 繰 越 明 許 費 に か か る 繰 越 計 算 書 の 報 告 に つ い て
第 5 報 告 第 4 号 令 和 6 年 度 福 崎 町 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書 の 報 告 に つ い て
第 6 報 告 第 5 号 令 和 6 年 度 福 崎 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書 の 報 告 に つ い て
第 7 議 案 第 3 4 号 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て
第 8 議 案 第 3 5 号 中 播 公 平 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て
第 9 議 案 第 3 6 号 福 崎 町 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
第 1 0 議 案 第 3 7 号 福 崎 町 ふ る さ と 応 援 寄 附 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
第 1 1 議 案 第 3 8 号 福 崎 町 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

- 第 1 2 議案第 3 9 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 4 0 号 福崎町総合戦略（第 3 期）について
- 第 1 4 議案第 4 1 号 令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 工事請負契約について（（南大貫）宮の池改修工事）

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 3 号 令和 6 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 4 号 令和 6 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 5 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 3 4 号 監査委員の選任について
- 第 8 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 6 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 4 0 号 福崎町総合戦略（第 3 期）について
- 第 1 4 議案第 4 1 号 令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 工事請負契約について（（南大貫）宮の池改修工事）

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 5 1 9 回福崎町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 3 号から議案第 4 3 号までの報告 3 件、議案 1 0 件の計 1 3 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 5 1 9 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可

いたします。

ただいまから第519回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 1番、中田貴子議員
8番、田中康智議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る5月30日、議会運営委員会を開催して検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんに配付しております日程表案のとおり、本日から6月23日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月23日までの18日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
5月1日の第518回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
5月11日、福崎東中学校グラウンドにおいて、消防団消防操法大会が開催され、議長及び各議員が出席いたしました。
5月25日、エルデホールにおいて、戦後80年戦没者追悼式が挙行され、議長及び各議員が出席し、議長が追悼の言葉を述べてまいりました。
5月27日、東京国際フォーラムにおいて、町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、議長、副議長が出席いたしました。
そのほかの議会活動報告は、配付の報告書のとおりです。
以上です。

- 議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査、定期監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第3号 令和6年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてから、議案第43号 工事請負契約について（（南大

貫) 宮の池改修工事) までの13件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様、おはようございます。本日は第519回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

田畑を見渡しますと、ほぼもち麦の収穫が終わったようでございます。一方では、田んぼに水が張られ田植の準備が進んでいます。早稲の品種では田植が済んでいる田んぼも見受けられます。秋の収穫が楽しみです。

今議会は町議会議員選挙後、初めての定例会です。議員の皆様は、有権者の皆様に公約を訴え、信任を得て見事に当選されました。新たな決意をもって公務に励んでおられることと存じます。行政と議会はよく車の両輪に例えられます。役割はそれぞれ異なりますが、町民の福祉の向上を図るといふ目的は同じです。総合計画の将来像「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」づくりに向け、一緒に頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今、米の価格高騰の問題が大きく取り上げられています。スーパーで売られているお米の値段が、1年前には精米5キログラム2,000円台であったものが4,000円台、5,000円台になっているというものです。40年ほど前は、農協への出荷額が玄米1袋30キロ1万円、1俵60キロ2万円と聞いていた記憶があります。それが、日本人の食生活の変化や食管制度の廃止などにより、1袋30キログラム5,000円程度にまで下がっていました。それが、昨年秋頃から小売価格が急激に上がり、生産者からの買取り価格も上昇しているようです。

農林水産省は、備蓄米の放出に加えて売渡しに随意契約を活用するなどして小売価格を下げようとしています。これで米全体の値段を下げるができるか、微妙な状況ではないかと思えます。

価格高騰の背景には、令和5年の猛暑等による米の収穫量の減や肥料、農薬、燃料価格など生産コストの増、それに加えてインバウンド需要の増加などが考えられます。

農家に見れば米の値段が上がるのは喜ばしいと思われるかもしれませんが。米は数少ない我が国の自給率がほぼ100%の食料品であり、我が国の主食でもあります。農家の方が生産し続けられる価格でなければならぬと思えます。ただ、多くの消費者にとっては、大変厳しい価格の上昇と感じておられると思えます。ですので、お米の値段がどの程度に落ち着くのか注目しています。

今回の米価格の上昇は需給が逼迫したためなのか、ほかに理由があるのかしつかりと検証していただきたいと思えます。そして農家が安心して米を作れる環境、消費者が納得してお米を買える状況を整えていただきたいと思っております。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課です。

選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,278人、女7,909人、計1万5,211人となり、3月の定時登録より24人の減となっています。

今年は、日本民俗学の父、柳田國男先生の生誕150年になります。その記念事業として、平成14年まで開催されていた「柳田國男ゆかりサミット」構成自治体にお声がけし、例年開催している山桃忌2日目の8月3日に「生誕150年記念 柳田國男ゆかりサミット」を辻川界限で開催し、各地の伝承文化の今後の取組や地域コミュニティーの在り方などの意見交換を行います。

企画財政課です。

行政改革について、職員からなる検討委員会、幹部で構成する推進本部、有識者による行政改革懇話会を設置し、幅広いご意見をいただきながら、第6次行政改革実施計画の検証、第7次行政改革大綱・実施計画の策定を進めていきます。

また、地方公共団体情報システム標準化に向けて、基幹系システムの標準準拠システムへの移行作業を進めます。統計調査では我が国で最も重要な統計調査である国勢調査の適正な実施に向けて事務を進めます。

出納室では、5月末日で令和6年度の出納を閉鎖し、決算書及び決算報告書の調製を行っています。

税務課です。

5月9日に、軽自動車税及び固定資産税の納税通知書を、事業所に住民税特別徴収税額決定通知書を発送しました。

町県民税の納税通知書は6月5日に発送し、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書は7月16日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け電話催告を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストを基に債権管理台帳を作成し、計画的に徴収を進めていきます。

地域振興課です。

福崎夏まつりは、8月9日に福崎東中学校において開催します。今年は、第50回を記念した1,000発の打ち上げ花火、ガジロウたちの特別イベントや総おどり、夜店などで地域を元気に盛り上げます。

第3回手話ダンス甲子園は、9月21日にエルデホールで決勝大会を行います。今年は神戸医療未来大学を含め、8地区で地方大会を開催します。

商工会と連携した中小事業者応援「なっ得商品券」は、プレミアム分を20%として8月1日から実施します。

ふるさと納税は、引き続きふるさと納税プロジェクトチームで寄附金の増収に向けて取り組んでいきます。

住民生活課です。

福崎町消防団では、4月6日に入退団式及び幹部・新入団員教養訓練を実施しました。

消防操法大会を5月11日に開催し、小型ポンプでの32分団による熱戦が繰り広げられ、福田分団が優勝、吉田分団が準優勝、余田分団が第3位という結果でした。

6月29日、神戸医療未来大学において水防訓練を実施します。この訓練は出水期を迎える時期に、住民を災害から守るため、2年に一度、消防団と町職員が合同で実施します。

神崎郡3町で進めている中播消防署建替事業は、今年度本署の造成工事を行い、年度内の建設工事発注に向けて取り組んでいます。北部出張所については、神河町の発注工事として建設工事を実施し、来年3月の稼働を目指して進めます。

神崎郡ごみ処理施設建設事業は、11月の完了を目指して、用地造成工事を進めています。建設工事についても、着工に向けて請負事業者との協議を進めています。

福祉課です。

介護保険事業では、令和9年度からの第10期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について、令和7年度、8年度の2か年の事業として計画策定に着手し、今年度、アンケート調査を実施します。

また急激な物価高騰対策として、国の総合経済対策に基づいた住民税非課税世帯などへの給付金の支給を開始しています。

そのほか、フードドライブ活動など困窮者支援にもNPO法人と協力して取り組みます。

ほけん年金課です。

福祉医療費受給者証の年度更新に伴い、新しい受給者証を6月下旬に発送します。

保健事業では、特定・基本健康診査、がん検診を5月19日から7月22日まで、土・日を含み11日間実施します。生活習慣病などの重症化を予防し、住民の健康を守ります。

食育事業では、神戸医療未来大学と連携した運動教室や、食生活の大切さを学ぶ学童食育教室を6月から年間を通して行います。

予防接種事業では、高齢者带状疱疹ワクチンが定期接種化され、65歳から5歳刻みの年齢の方を対象に、5月から個別接種を実施しています。

農林振興課です。

令和7年産米の作付面積は、農会長や農家の皆様のご理解とご協力により、前年度同様の306ヘクタールの見込みとなりました。

県営ほ場整備事業は、高岡福田地区では、早期完成に向けて、残る工区の工事と補完工事を進めます。山崎地区においては、5月17日に山崎土地改良区の設立総会が開催され、役員を選出や事業計画などの議案について審議が行われ、承認されました。今年度は承認された事業計画に基づき、兵庫県が実施設計に着手します。

まちづくり課です。

道路橋梁事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線及び千束新町線を、また、通学路の交通安全を図るため大貫山田線を、それぞれ関係者の協力を得ながら用地買収及び工事を実施します。

橋梁では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や橋梁の補修設計を実施します。

河川では、今年度も緊急浚渫事業債を活用し、堆積土砂撤去などを実施し、防災に努めます。

都市計画では、引き続き地元及び県と調整を図りながら、土地利用基本計画の変更を実施するとともに特別指定区域見直しの検討を進め、改定から約10年が経過した都市計画マスタープランの見直しに取り組みます。

また、町内に点在する空き家等の適正管理、活用促進については、引き続き空き家等対策計画に基づき推進します。

上下水道課です。

水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計について、決算を取りまとめました。今後、監査委員の審査に付して、9月定例会に決算認定の議案を提出します。

水道事業では、八反田水管橋耐震補強工事に継続して取り組みます。三ノ宮配水池送配水管更新工事（第三工区）は、入札に向けて準備を進めています。

工業用水道事業では、中播消防署西側の七種川水管橋更新工事の入札準備を進めています。

下水道事業の汚水施設整備では、農業集落排水施設統合詳細設計業務を令和6年度からの繰越事業として進めています。

雨水施設整備では、直谷第2雨水幹線工事が完了しました。川すそ雨水幹線工

事は、継続して工事を進めており、現在、交通量の多い播但道福崎南ランプ付近で夜間工事を実施しています。細心の注意を払いながら工事を進めます。

学校教育課です。

5月31日に小学校の運動会を実施し、子どもたちは元気いっぱいの演技を披露してくれました。議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご臨席を賜り、子どもたちに心温まるご声援をいただき、誠にありがとうございました。

中学2年生が体験学習を行うトライやる・ウィークは、6月2日から5日間で、本日、最終日を迎えます。2校合わせて169人の生徒が60の事業所にお世話になっています。各事業所におかれましては、通常業務の上、貴重な時間と労力を割いて生徒たちに真摯に向き合っていていただいておりますことにお礼を申し上げます。

遠野市との児童交流事業は6回目となります。町内小学校6年生を対象に遠野市訪問団員を募集し、38人の応募をいただきました。8月24日から26日までの予定で15人の児童が遠野市を訪問して子ども同士の交流を行い、両市町の絆を深めます。

社会教育課です。

福崎町子ども会球技大会は6月21日に、福崎小学校において開催します。

第46回山桃忌は、エルデホールにおいて、8月2日に第1部「故郷・福崎から」と題して山桃忌式典、講演及びシンポジウムを、8月3日に第2部「ひょうご民俗芸能祭 in 福崎」として、兵庫県内で活動されている団体による民俗芸能を上演します。

さて、今議会に提出した議案等は、報告3件と議案10件の計13件です。

報告第3号から報告第5号までは、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の各会計における令和6年度予算の繰越計算書について報告するものです。

議案第34号及び議案第35号は、監査委員及び中播公平委員会委員について、任期満了に伴いそれぞれ新たに選任する人事案件について、議会の同意を求めるものです。

議案第36号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、税率改正並びに課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行うものです。

議案第37号 福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例は、寄附金を財源として行う事業に観光まちづくり（ガジロウなどの妖怪事業）や環境整備に資する事業を追加する改正を行うものです。

議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、県が福祉医療費助成事業の実施要綱を改正することに伴い同様の改正を行うものです。

議案第39号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例は、工業用水道事業を将来にわたり安定した経営を行うために料金単価を改定するものです。

議案第40号は、福崎町総合戦略（第3期）の策定にあたり、福崎町議会基本条例に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第41号 令和7年度福崎町一般会計補正予算（第1号）及び議案第42号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、令和7年度の両会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第43号は、（南大貫）宮の池改修工事に係る工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が3件、議案は、人事案件が2件、条例改正が4件、計画策定が1件、補正予算が2件、契約案件が1件の計10件、合計13件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、公営企業管理者、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第3号 令和6年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第4、報告第3号 令和6年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第3号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました令和6年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

議案の次のページをご覧ください。

令和6年度繰越明許費の繰越計算書です。

翌年度繰越額は、2款、総務費、1項、総務管理費の庁舎高圧受電設備改修事業の310万円から、その次のページの9款、教育費、2項、小学校費の小学校施設大規模改造事業の2,100万円までの10事業の合計2億7,551万円でありまして、令和6年度3月補正時の繰越明許費予算、2億7,650万円のうち、既に令和6年度中に執行済みとなった経費等を差し引いた、その残額を繰り越しております。

報告第3号の資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししております。

資料のほうをご覧ください。

翌年度繰越額は、2款、総務費で、庁舎高圧受電設備改修に係る工事費が310万円、戸籍の振り仮名通知事業の通知書印刷代・郵便料・戸籍システム改修委託料が710万円、3款、民生費で、令和7年1月専決で予算化した低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金給付事業の事務費・給付金が7,012万円、障害者自立支援事業の制度改正に伴う障害福祉システム改修委託料が99万円、4款、衛生費で、八反田水管橋・三ノ宮配水池送配水管の水道管路耐震化推進事業に伴う水道事業会計出資金が2,030万円、5款、農林水産業費で、町営ため池整備事業の南大貫宮の池堤体改修工事の施工監理委託料・工事費が7,710万円、7款、土木費で、道路維持改修事業の西治長野線・中島井ノ口線の舗装改修工事費が3,700万円、社会資本整備総合交付金事業で、千束新町線・大貫山田線の土地購入費・物件移転補償費が3,170万円、8款、消防費で、余田分団小型動力ポンプ積載車・西谷分団小型動力ポンプ購入に係る登録諸費用・備品購入費が710万円、9款、教育費で、田原小学校普通教室増設等に係る工事費が2,100万円となっています。

繰越財源は、未収入特定財源の国・県支出金が1億7,535万3,000円、地方債が9,260万円、差引き一般財源が755万7,000円となっております。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 日程第5 報告第4号 令和6年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第6 報告第5号 令和6年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長 日程第5、報告第4号 令和6年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第5号 令和6年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての両議案を一括議題とします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第4号 令和6年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和6年度水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、水道に係る建設改良事業5億6,900万円のうち2億2,095万3,000円です。

繰越しに至った理由は、右端、説明欄に記載しているとおり、工事において工法の選択や設計変更に時間を要したこと、及び国の補正予算により、補助金の追加交付決定を受けたことによるものでございます。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金3,327万8,000円、企業債2,760万円、一般会計からの出資金2,030万円、損益勘定留保資金1億3,977万5,000円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第4号資料をご覧ください。

右の表に記載のとおり、三ノ宮配水池送配水管更新工事に係る契約及び未契約分の工事それぞれ1件ずつ、合わせて2件となっています。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第5号 令和6年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和6年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業3億3,811万5,000円のうち2億371万5,000円です。

繰越しに至った理由は、右端、説明欄に記載しているとおり、主に雨水工事において、播但道の規制や河川占用など、関係機関との協議に時間を要したことなどによるものです。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金9,300万円、企業債9,980万円、前受金60万7,500円、損益勘定留保資金1,030万7,500円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額などについては、報告第5号資料をご覧ください。

右上の表に記載のとおり、契約・未契約分を合わせまして、雨水幹線工事関連が5件、設計業務が1件、新規ます設置工事が1件、合計7件の工事や業務を繰り越しいたしました。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

- 日程第7 議案第34号 監査委員の選任について
日程第8 議案第35号 中播公平委員会委員の選任について

議 長 日程第7、議案第34号 監査委員の選任について及び日程第8、議案第35号 中播公平委員会委員の選任についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第34号及び議案第35号についてご説明いたします。

まず、議案第34号 監査委員の選任についてであります。

監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理、その他行政運営に係る事務事業全般について監査をする執行機関であります。監査委員の定数は2名で、任期は4年となっております。

本議案は、福崎町監査委員条例第1条第2号に該当する識見を有するものとして選任している現代表監査委員、鳥岡照義氏の任期が、この6月30日をもって満了いたしますので、新たに村上隆文氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

村上氏の住所は、福崎町山崎849番地、生年月日は昭和31年7月12日生まれ、現在68歳です。経歴等につきましては、議案34号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりであります。また、右側には、監査委員としての抱負をお示ししています。

参考といたしまして、ページ下側には任期一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

村上氏は人格が高潔で識見が高く、監査事務にも精通されており、監査委員として適任でありますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第35号 中播公平委員会委員の選任についてであります。

中播公平委員会は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、昭和53年7月に共同設置されたもので、現在の構成団体は神崎郡3町と5つの一部事務組合となっております。

委員は3名で、任期は4年であります。

委員のうち、市川町の廣畑一浩氏の任期が、この6月30日をもって満了することから、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、新しく、市川町の山下茂樹氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

山下氏の住所は、市川町谷316番地、生年月日は昭和31年3月16日、現在69歳であります。経歴等につきましては、議案第35号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりであります。また、右側には、中播公平委員としての抱負をお示ししています。

参考としまして、ページ下側には任期一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

山下氏は、人格が高潔で識見が高く、教育行政・教育現場にも精通され、公平委員会委員として適任でありますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。両議案の提案説明とさせていただきます。

日程第9 議案第36号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第9、議案第36号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第36号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

国民健康保険事業は、平成30年度から県が財政運営責任主体となり、市町ごとの医療費水準や所得水準等に応じた標準保険料率と納付金額を提示し、町は県が提示した標準保険料率を参考に、国民健康保険事業費納付金を納めるための財源となる町の国保税の税率等を決定しております。

兵庫県においては、全市町合意の下、将来的な同一所得・同一保険料を目指し、保険料水準の統一に向けたロードマップを策定しており、全市町にアンケートを実施した上で、各市町の標準保険料率への移行目標を令和9年度と定め、原則令和12年度には、標準保険税率への完全統一を基本方針としております。

このような状況も踏まえて、令和7年度の税率設定については、令和6年度の決算見込みや基金の保有状況等を勘案し、一定程度の基金を確保しながら、当初予算で採用した標準保険料率と同様の税率改正を提案させていただきます。

議案第36号説明資料の1ページ、2ページをご覧ください。

令和6年度の出納閉鎖を経て、実際は数値が確定している状況ではございますが、国民健康保険運営協議会で諮られた資料を基に、まずは国保会計の決算見込みのご報告をさせていただきます。

1ページの歳入では、予算現額に対し、保険税は全体で約310万円の増収となる見込みです。

県支出金では、歳出における療養給付費等が減額見込みであることから、約3,470万円の収入減となる見込みです。

繰入金では、一般会計繰入金が約300万円の減となる見込みです。

歳入全体で予算現額に対し、約3,230万円の減収見込みとなりました。

2ページの歳出では、大きな割合を占める保険給付費は、約5,890万円の減となりました。

歳出全体で約6,620万円の減となり、収支差引き額は約3,380万円となる見込みです。この分は、翌年度繰越分を差し引いて令和7年度に編入いたします。令和6年度末では約2,940万円の基金残となる見込みです。

今回、税率改正と合わせた上位法令の改正により、低所得者対策である国民健康保険税の軽減の制度において、軽減判定所得を見直し、軽減対象となる世帯の拡大を図る改正と、課税限度額の改正も同時に行います。

これら、今回の改正概要については7ページから8ページにお示ししておりますが、初めに税率改正の根拠についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

こちらでは基礎課税分についてお示ししております。

左上段、(1)税率等をご覧ください。

左の列には現行税率、右の列には改正案の税率をお示ししております。

所得割、現行税率6.57%を改正案6.99%に、均等割、2万7,900円を3万100円に、平等割、1万8,300円を1万9,300円に改めます。

次に、右側(2)基礎数値をご覧ください。

こちらは令和6年度の実績から推計した年度平均値を計上しております。被保険者数は2,980人、世帯数は1,980世帯です。

次にその下、左側をご覧ください。

積算内訳と題した表の合計欄が、ア、現行税率で試算した場合の調定見込額で、

1億9,814万5,000円となっています。中央部分、イ、改正案の税率で計算した場合の調定見込額は、2億1,078万7,000円となりました。この調定額の差は、一番右側の表ウ、比較の合計欄1,264万2,000円となります。

それぞれ点線の枠内一番下の表をご覧ください。

1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししております。現行税率では1世帯当たりの調定額10万73円、改正案では1世帯当たり10万6,458円となり、その差は6,385円となっています。

次に、現行税率の1人当たりの調定額は6万6,492円、改正案は7万734円となり、その差は4,242円です。

次に5ページをご覧ください。

こちらでは、後期高齢者支援金等課税分についてお示ししております。4ページと同様、一番右の表が現行税率と改正案を比較した表となり、93万3,000円の調定見込額の差となります。

一番下の表をご覧ください。

先ほどと同様1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししております。1世帯当たりでは471円の増、1人当たりでは313円の増となっています。

次に、6ページをご覧ください。

こちらでは、介護納付金課税分についてお示ししております。

4ページと同様に、一番右の表が現行税率と改正案とを比較した表となり、75万6,000円が調定見込額の差となります。

一番下の表をご覧ください。

同様に1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししております。1世帯当たりでは1,036円の減、1人当たりでは900円の減となっています。

ここで資料4ページに戻っていただき、右下の医療保険分プラス後期高齢者支援分プラス介護保険分と記載してある表をご覧ください。

こちらは、4ページから6ページにわたる、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の差額の合計をお示ししております。

国保会計全体では、1世帯当たり調定額は5,820円、1人当たり調定額では3,655円の負担増となります。

次に、3ページにお戻りください。

この表は、4ページから6ページまでの試算をまとめたものです。左上に記載の収納必要額は、当初予算で見込んだ税収見込額と保険税軽減分を補填する一般会計からの保険基盤安定繰入分と合わせた額で、3億5,520万円となります。表の構成としては、当初予算と現行税率と令和7年度税率(案)を比較したものとなります。

医療分、支援分、介護分それぞれを計算し、一番上の合計全体分で見ますと上段は当初予算、中段の現行税率では、右から4列目小文字のaプラスcマイナス大文字のAで約1,200万円の不足が生じます。この不足を補うため、医療分、支援分、介護分それぞれ太枠内にお示ししております今回の改正税率案で積算しますと、約250万円の増となりますが、被保数の増減等により今後変動しますので、おおむね賄っていると判断しております。

以上のことから、今後の賦課状況も鑑み、所得割は令和7年度当初予算の積算で用いた標準税率どおりとし、均等割、平等割も予算時に用いた標準税率から

100円未満を端数処理した税率を採用します。万が一不足分が生じたときは、基金の繰入れで対応いたします。

次に、7ページ上段の表をご覧ください。

4ページから6ページにお示しした改正案を表にしたものです。

上段に改正後の税率または金額、下段に改正前の税率または金額を記載しておりますので、ご覧ください。

次に、下段の表をご覧ください。

税の軽減につきましては、所得基準が条件に該当している方について、均等割額、平等割額についてそれぞれの割合で軽減いたします。

先ほど、上段の表でお示ししましたが、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分のそれぞれの均等割額、平等割額が変更になるため、軽減額も変更となるものです。

2行目に通常の特額、Aには7割軽減が適用されたときの軽減後の特額、Bには5割軽減が適用されたときの軽減後の特額、Cには2割軽減が適用されたときの軽減後の特額をお示しし、また、上段に改正後、下段に改正前の特額をお示ししておりますのでお目通しください。

次に、8ページをご覧ください。

1点目の課税限度額の改正は、医療保険分に係る課税限度額を65万円から66万円に1万円引き上げ、後期高齢者支援金課税分を24万円から26万円に2万円引き上げます。これにより生じた額で、中間所得者層の被保険者の負担軽減を図ります。

2点目の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しの図は、前ページの下段の表の2列目、世帯の所得の金額の欄のB、5割軽減、C、2割軽減のところで2段書きしている部分を図で説明しております。軽減判定所得を5割軽減では1人当たり1万円、2割軽減では1万5,000円増額することで、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯が拡大します。7割軽減は従来どおりです。

資料9ページには、国民健康保険運営協議会における諮問書・答申書、資料10ページには、国保税改正の推移、資料11ページには、基金保有状況をお示ししておりますのでご参照ください。

条例の改正部分につきましては、資料12ページから17ページまでの新旧対照表にお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。また、改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとします。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第37号 福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について

議長 日程第10、議案第37号 福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第37号 福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

概要でございます。

福崎町のキャラクター、ガジロウが全国的に有名になりつつある現在、ガジロウを入り口として、福崎町の妖怪事業について応援してくださる寄附者から寄附を募ります。そして、收受した寄附金を財源として、ガジロウなどの妖怪事業や地域の美化活動・道路保全などの環境整備事業に充てることとします。

そのため、条例第2条に第6号、観光まちづくりや環境整備に資する事業を追加します。

そして、妖怪事業に取り組んでいる成果の一環として、この寄附金を活用した事業内容を公表し、町民などに周知いたします。

ふるさと納税のさらなる増収を図り、寄附者のふるさと福崎に対する思いを具体化し、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進につなげていくため、一部改正するものでございます。

2ページは新旧対照表となります。

この条例は公布の日から施行します。

以上、議案第37号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますよう、お願いいたします。

日程第11 議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第11、議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第38号説明資料の1ページをご覧ください。

改正の概要です。今回の改正は、兵庫県が福祉医療制度における低所得判定基準等を80万円から80万9,000円に引き上げることに伴い、町の福祉医療費助成条例を同様に改正するものです。

県要綱の改正理由は、令和6年4月からの国民年金額の引上げにより、障害基礎年金2級の年間受給額が80万9,000円となったため、低所得判定基準等に準用している自立支援医療等において基準額の見直しが行われたことによるものです。

改正の内容は、福祉医療における低所得判定基準及び高齢期移行者の所得要件において、現行80万円となっているものを80万9,000円に改めます。

施行期日は、令和7年7月1日からです。

2ページから4ページに新旧対照表をお示ししていますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

会議の再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第 1 2 議案第 3 9 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 1 2、議案第 3 9 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業管理者 議案第 3 9 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第 3 9 号資料 1 ページの改正経緯をご覧ください。

工業用水道事業は、福崎工業団地の造成に合わせて開発事業者が整備したものを、昭和 5 2 年に本町が無償譲渡を受け運営をしてきました。

近年になり、基幹送水管である七種川に架かる水管橋の老朽化が顕著となり、あわせて近接する老朽管路の一部を更新する必要性が高まりました。しかしながら、この更新工事に必要な内部留保資金が十分な状況ではないため、料金改定が必要となりました。

料金改定にあたっては、経済産業省の工業用水道料金算定要領に基づき、総括原価方式により改定率を算定いたしました。

令和 6 年度には、料金改定に向けて、工業用水道の受水企業と協議を重ね、理解を得るとともに、上下水道事業審議会に工業用水道料金の在り方について諮問し、3 月 1 4 日に答申を得ております。

議案第 3 9 号資料 3 ページの答申書をご覧ください。

内容につきましては、「1. はじめに」では、工業用水道のこれまでの経緯を、「2. 答申内容」の「(1) 工業用水道料金のあり方について」では、算定期間を令和 7 年度から 1 1 年度の 5 年間とし、その改定率を、「(2) 工業用水道料金案について」では、円未満の端数処理の方法が最も公平な単価を算出し、その結果 2 2. 0 2 % の改定を行い、表のと通りの単価とすることが望ましいというものでございます。その他、改定時期、広報等の在り方、付帯意見についてもまとめられています。

また、工業用水道料金改定については、経済産業大臣の承認を受ける必要がございますので、経済産業省との協議を行い、5 月 2 9 日に承認をされています。

議案第 3 9 号資料 2 ページをご覧ください。

新旧対照表です。第 1 8 条の表の改正となります。基本料金、従量料金、超過料金の料金体系には変更はなく、基本料金は 2 1 円を 2 6 円に、従量料金は 1 4 円を 1 7 円に、超過料金は 4 8 円を 5 8 円にそれぞれ改定しようとするものです。

議案第 3 9 号資料 4 ページをご覧ください。

この資料は、令和 5 年度の決算数値を用いて、各企業の使用水量に改定後の料金単価を当てはめて比較をしたものです。料金合計では、税抜きで年間約 7 1 0 万円の増収となります。

次に、議案にお戻りいただきまして、議案の次のページ、条例改正案をご覧ください。

附則において、施行期日は令和 7 年 1 0 月 1 日、経過措置として施行日から 1 0 月 3 1 日までの間に確定した料金については、従前の料金とすることを規定しております。

以上、議案第 3 9 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第13 議案第40号 福崎町総合戦略（第3期）について

日程第14 議案第41号 令和7年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第13、議案第40号 福崎町総合戦略（第3期）について及び日程第14、議案第41号 令和7年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第40号 福崎町総合戦略（第3期）について、ご説明申し上げます。

第2期総合戦略の計画期間が令和6年度までとなっており、地方創生のさらなる充実・強化に向け、切れ目のない取組を進めることから、これまでの取組の検証結果、また社会情勢の変化等を踏まえて、次の5年間の方向性を示す計画へと見直しを行い、総合戦略第3期（案）を策定いたしましたので、福崎町議会基本条例第22条第7号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

第3期の総合戦略の策定につきましては、職員で構成するワーキンググループでの議論を重ね、原案の作成を行いました。また、町長を本部長とする推進本部会議、外部有識者による推進会議で協議し、3月下旬から4月下旬にかけてパブリックコメントを実施しました。

それでは、福崎町総合戦略第3期（案）の1ページをお開きください。

1、総合戦略の目的と位置づけをお示ししております。

策定の趣旨ですが、第3期総合戦略では、福崎町第6次総合計画を基本として、各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、結婚・出産・子育て、教育、まちづくりなど、政策全般にわたる基本目標とそれらに関連する具体的な施策などを設定し、人口減少社会に対応するための取組等をアクションプランとして具体的に示し、地域活性化の取組を推進することを目的としております。

2ページの位置づけと計画期間ですが、第3期総合戦略は第6次総合計画の個別計画の一つに位置づけられ、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

次に、3ページ、4ページには策定の基本方針をお示ししております。

3ページの効果的な施策展開では、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた効果的な施策とするとともに、第6次総合計画との整合を図りながら、SDGsの目標を意識した施策展開を図ります。また、人口ビジョンの将来展望を踏まえた施策展開として、福崎町人口ビジョンで掲げた人口の将来展望の合計特殊出生率1.8及び令和47年に人口規模1万6,000人及び生産年齢人口の割合55%以上を目指すこととしております。

4ページの下段になりますが、取組の推進にあたっては、PDCAサイクルにより、有識者で構成する推進会議が中心となって、実施した施策・事業の効果を検証いたします。アクションプランにつきましては毎年度、達成度を点検・検証いたします。

5ページから7ページにかけましては、基本目標をお示ししております。

5ページの全体ビジョンは、第6次総合計画の基本理念と将来像の達成を目指すこととし、基本目標は第6次総合計画の5つの基本目標を踏まえ、総合戦略でも5つの基本目標を設定しております。

6ページをご覧ください。これは、第6次総合計画の基本目標・基本施策と総合戦略の基本目標・施策との関連性を示した表となっております。

7ページをご覧ください。施策の体系です。この表は、5つの基本目標を達成するための施策及び具体的な取組を記載しております。ここまでが総合戦略（案）となっております。

総合戦略7ページの施策の体系に付随してきます具体的な施策と取組の見える化を図ったものが議案資料に記載しておりますアクションプランとなります。

アクションプランは、総合戦略の5つの基本目標ごとに数値目標を設定、そしてそれぞれに基本的方向、具体的な施策、主な事業、重要業績評価指標（KPI）を設定しております。各基本目標の主な事業の事業名の中で追加や新規と記載しているものは、第2期の総合戦略から追加等を行った事業となっております。

議案40号資料をご覧ください。

2ページから4ページの基本目標1では、目標名を「誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」とし、町民や地域、民間との協働により、誰もが生涯にわたって健康で、生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めるための施策や事業を掲げております。

2ページの「ウ. デジタル技術を活用した情報化の推進」につきましては、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、新規の取組として追加したものであります。

次に、資料5ページ、6ページの「基本目標2 学びを通じて生きがいをもてるまちづくり」につきましては、今回新たに設定したものです。生涯にわたり学びの機会があり、芸術・文化やスポーツ活動に積極的に触れる機会をつくり、誰もが生きがいをもって暮らせるまちづくりを進めるためのものです。

資料7ページ、8ページの基本目標3では、目標名を「結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり」とし、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にかけて包括的な切れ目のない総合的な支援を展開することとしています。

資料9ページ、10ページの基本目標4では、目標名を「安定して働くための産業振興と雇用をつくる」とし、農業の活性化、商工業の振興において、地域の特色を生かした地域経済の循環、地域産業の持続可能性を高める取組を進めることとしています。

資料11、12ページの基本目標5では、目標名を「福崎町への新しいひとの流れをつくる」とし、官民連携で観光のまちづくりを推進するとともに、空き家の利活用促進や魅力発信により、交流人口の増加及び本町への移住・定住の促進を図ることとしております。

以上、議案第40号 福崎町総合戦略（第3期）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案41号についてご説明申し上げます。

令和7年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,830万円を追加し、補正後の予算総額を113億9,530万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表 歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

事項別明細書の11、12ページをご覧ください。

2款、総務費、1目、一般管理費の18節、負担金補助及び交付金で、地域防災組織育成助成事業助成金150万円を計上しています。

これは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で、自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備費を助成するもので、西治区自治会の防災備蓄用の発電機、ポータブル電源、ソーラーパネル、LEDライト等の整備で、事業費総額159万円、助成金150万円の助成申請を行い、令和7年3月末に助成決定があったため予算化するものであります。

財源は、雑入の地域防災組織育成助成事業助成金（自主防災組織育成分）を10分の10充当しております。

次に13、14ページをご覧ください。

2款、総務費、2目、賦課徴収費の231万7,000円の増額は、当初予算で計上しておりました税務課窓口のレジシステムの導入について、キャッシュレス決済機能を追加するという国府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の交付申請を行い、令和7年4月に交付決定があったため予算化するものであります。

補正予算額は、11節、役務費で、キャッシュレス決済機能追加による取扱手数料が9万5,000円、12節、委託料で、POSレジシステム機器保守管理委託料が令和8年度、9年度分も補助対象となるため34万6,000円の増額、13節、POSレジシステム機器借上料は、機器をリースから購入に変更したため42万4,000円の減額、17節、一般備品購入費は、POSレジシステム機器とキャッシュレス決済端末等の購入で230万円としています。財源は国庫補助金のところで、国庫補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）が交付対象経費266万7,000円の2分の1で133万3,000円となっています。

税務課のキャッシュレス決済推進事業及びPOSレジシステムの内容については議案41号資料1ページに記載のとおりであります。

次に15、16ページをご覧ください。

3款、民生費、2目、障害福祉費の12節、委託料、障害者福祉システム改修業務委託料66万円の増額は、自立支援医療等における利用者自己負担上限額設定が住民税非課税世帯においては障害基礎年金2級の支給額、年収80万円以下で設定されておりましたが、令和6年度の障害基礎年金2級の支給額が年収80万9,000円となったため、この80万9,000円以下を令和7年7月1日から利用者自己負担上限額設定の基準として用いるため、障害者福祉システムの改修を行うものです。

4目、老人福祉費の7節、報償費、長寿祝金316万円の増額は、当初予算で計上していませんでした77歳の長寿祝金について、支給対象者316人掛ける1万円の316万円を計上するものであります。

5目、医療助成費の12節、委託料、電算システム改修業務委託料366万3,000円の増額は、2つのシステム改修業務委託がありまして、1つ目は福祉医療制度の改正に伴うシステム改修費が82万5,000円で、先ほど障害福祉費で説明いたしました障害基礎年金支給額の引上げに伴い、県の福祉医療制度における低所得判定基準を80万円から80万9,000円に引き上げ、令和7年7月1日から適用されるため、この改正に係る福祉医療システムの改修を行うものです。2つ目は、医療費助成のオンライン資格確認の実施に向けたシステム改修費が283万8,000円で、医療費助成について、紙の受給者証での資格確認から、マイナンバーカードで資格確認できるよう令和7年度中にシステム改修を行うものです。この費用に対しましては財源として15ページの国庫補助金の欄で国庫補助金の地域診療情報連携推進費補助金をシステム

改修費 283万8,000円の2分の1で141万9,000円充当しております。

次に17、18ページをご覧ください。

9款、教育費、3目、町民グラウンド管理費の12節、委託料、工事実施設計業務委託料、工事監理業務委託料の計200万円の増額及び14節、工事請負費、町民第1グラウンド夜間照明設備改修工事費の6,500万円の増額につきましては、老朽化しております町民第1グラウンドの夜間照明設備の改修につきまして、スポーツ振興くじ助成金の助成申請をしていたところ、令和7年4月に助成金の交付内定があり、事業を実施するため増額補正を行うものです。

議案第41号資料の2ページをご覧ください。

夜間照明設備改修事業の概要となっております。町民第1グラウンドの8本の支柱に64器ある水銀灯を撤去し、LED照明26器及びボルトトラッカー8台を設置いたします。

事項別明細書17ページに戻っていただきまして、財源は、地方債が町民第1グラウンド夜間照明設備改修事業債で4,590万円、その他がスポーツ振興くじ助成金で助成対象経費限度額3,000万円の3分の2の80%の1,600万円とふるさと応援基金繰入金が310万円の計1,910万円となっております。

次に、歳入の説明をいたします。歳出の説明と重複する部分は割愛させていただきます。

事項別明細書歳入、3ページ、4ページをご覧ください。

17款、財産収入の町営住宅用地売却収入892万1,000円は、町営住宅馬田団地の1棟を町道福崎駅田原線用地として令和6年度に取壊しを行い、建物取壊し後の敷地を町営住宅用地から道路用地に有償で所管替えを行ったものであります。

次に7ページ、8ページをご覧ください。

21款、諸収入、1目、雑入の能登半島地震応援経費負担金14万2,000円の増額は、能登半島地震被災地支援として令和6年1月29日から2月3日にかけて職員2名を派遣した経費に対し、負担金の対象額が兵庫県から交付されたものです。

同じく雑入のその他雑入1万5,000円の減額は、歳入の端数調整によるものです。

以上が、歳入歳出予算補正に関する説明であります。

次は、議案表紙にお戻りください。

第2条、債務負担行為の補正につきましては議案の3ページをご覧ください。

債務負担行為の追加ですが、福崎町文珠荘指定管理事業では、期間は令和8年度から令和12年度の5年間、限度額は7,500万円としております。

第3条、地方債の補正につきましては議案の4ページをご覧ください。

歳出でご説明いたしました町民第1グラウンド夜間照明設備改修事業債を4,590万円追加します。利率、償還の方法については、それぞれ記載のとおりであります。

以上、議案第41号 令和7年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

て

議 長 日程第15、議案第42号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第42号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、先ほどご説明いたしました議案第39号 工業用水道事業給水条例の改正により実施する料金改定に伴う給水収益の増額及び料金システムの改修による営業費用の増額補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入を284万6,000円追加し5,624万6,000円に、支出を230万円追加し4,960万円にしようとするものでございます。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第42号資料をご覧ください。

上段は収益的収入及び支出の収入です。

営業収益の給水収益において、料金改定による増収を見込み290万円を増額、営業外収益では、収入及び支出の補正により、消費税還付金を5万4,000円減額いたします。

下段の支出では、営業費用の送水及び配水費において、料金改定に伴うシステム改修委託料230万円を増額いたします。

議案にお戻りください。

その他説明書としまして、工水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3ページから5ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照をください。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第43号 工事請負契約について（（南大貫）宮の池改修工事）

議 長 日程第16、議案第43号 工事請負契約について（（南大貫）宮の池改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第43号 工事請負契約について（（南大貫）宮の池改修工事）について、ご説明を申し上げます。

当議案は、令和7年5月27日に、一般競争入札を執行いたしました南大貫宮の池改修工事に係ります工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は、神崎郡市川町下瀬加1436番地、株式会社フジケン 代表取締役 藤居進氏で、契約金額は、6,746万9,534円でございます。

議案第43号説明資料をご覧ください。

説明資料の右側には、入札結果をお示ししております。

それでは、工事概要について説明させていただきます。

今回、改修工事を行います南大貫宮の池は、南大貫地区にあります受益面積0.88ヘクタール、貯水量1万5,500m³といった比較的小規模なため池で、

管理者は南大貫区となっております。

築造された年月は不明でございますが、平成25年に実施されました、ため池の定期点検、こちらの結果、堤体部において浸食を確認したことから、要改修ため池とされておりましたが、令和2年のため池パトロールでは堤体の浸食率が5.5%と大きくなっていったことや、直下には、老人福祉施設があることなどから、要早期改修ため池とされた経緯を受け、今回の改修工事となった次第でございます。

南大貫宮の池は、令和5年度に、調査設計及び実施設計を行い、令和6年度には、工事のための仮設道路工を実施しております。

今回の工事では、計画平面図の着色部でございます、堤体改修を実施いたします。

主な工事内容は、堤高約5.2mの堤体改修が67m、洪水吐工が1式、取水施設といたしましては、φ150の取水孔を2か所、φ600の底樋管の設置を行います。

工期は、令和8年3月20日までとしております。

なお、制波工としての張りブロックや安全柵の設置、並びに仮設道の撤去などにつきましては、令和8年度の秋口以降に改めて施工する予定としております。

以上、議案第43号 工事請負契約について（（南大貫）宮の池改修工事）についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

定例会2日目は6月10日火曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時17分